

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項及び同法第13条第3項の規定により、令和2年（2020年）2月19日付けで次の11法人の設立の認証を取り消しました。

1 取消理由及び取消しとなった法人の概要

(1) 3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。

(特定非営利活動促進法第43条第1項の規定による取消し)

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 地域福祉支援センター「ゆうゆう」	函館市堀川町10番4号	この法人は函館市及び周辺地域の高齢者に対して、保健・医療又は福祉の増進に係わる活動を行い、安心して人間らしく生活するためのきめ細かいサービスを提供することで、福祉で地域社会に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 国際芸術文化協会	虻田郡洞爺湖町青葉町33番地63	この法人は、芸術文化会館の運営と作品発表機会の提供や研修会の開催など、芸術を志す人の育成や伝統的な芸術文化の発展・継承及び新たな芸術文化の創造に関する活動を通じ、芸術文化の振興と地域の活性化に寄与するとともに、国際的な文化交流に関する事業の実施を通じて国際協力の推進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 ヴァーブ	沙流郡平取町字貫気別228番地1	本法人は、性同一性障害者、同性愛者、知的障害者、精神障害者、身体障害者、家庭内暴力被害者、日本国内の民族的少数者等、社会的少数者について、社会に啓発・認知するための活動をし、不当な人権侵害・不利益のない社会教育・健全な街づくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 恵存会	北広島市大曲光4丁目3番7号	この法人は、託児や高齢者介護など、総合的な在宅福祉のケアシステムを確立し、こどもや高齢者が地域で豊かな生活を維持することができるよう、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 北海道若者育成機構 みらい	江別市西野幌284番地の4	この法人は、引きこもり、不登校、ニート等の諸問題を抱える子ども・若者を支援し、これら問題を解決するため、行政機関や関連諸団体および近隣住民と連携して、青少年及びこれらの成人の更生・健全化に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 北海道自転車セーフ ティーネットワーク 機構	江別市東野幌本町20番地の1グリーンプラザ10号室	この法人は、自転車の安全運転の意識の向上や不法駐輪、放置自転車盗難など、今現在自転車が抱えている社会的問題及び、環境問題を行政機関や各関係諸団体及び地域住民と連携し誰もが安心して住める環境づくりを目標とする。

特定非営利活動法人 浦河マザー、里	浦河郡浦河町字東栄572 番地の6	この法人は、浦河町へのあらゆる訪問者及び町内及び近郊にお住まいの方々に対し、第5条に定める事業を通じて、まちづくりの推進を図るとともに主に高齢者・障がい者（車椅子ご使用の方を含む）を対象とした宿泊施設の提供、軽種馬諸施設の見学等自然や動物との触れ合いを通じ、広く住民の健康と福祉の増進を図り、地元浦河町の活性化に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 函館市子ども会育成 連絡協議会	函館市末広町4番19号	この法人は、函館市内の子ども会育成組織の連合体として、子ども会活動の育成に関する事業を行い、子どもの社会生活に必要な徳性の涵養及び子どもの健全育成に寄与することを目的とします。
特定非営利活動法人 YU～Ki倶楽部	函館市本通1丁目45番5 号	この法人は、地域で暮らす高齢者、障がい者、青少年、及びすべての人が、孤立することなく安心、安全な生活をおくることができるように支援する事業を行い、気軽に通える「居場所」、助け合える仲間との出会いの場を提供し、健康で笑顔の多いまちづくり、共に生きる地域づくりを目指し社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 M38	岩見沢市栗沢町美流渡末 広町23番地7	この法人は、広く一般市民に対して、道道38号線沿いに点在する旧栗沢町美流渡地区・毛陽地区・万字地区の活性化のために、地域の特産品の啓発・振興に関する事業、地域の活性化を目的としたイベント等の企画・開催に関する事業、地域の防犯活動、交通安全、高齢者の見守り等の推進に関する事業、空き家等の有効活用の促進及びその支援に関する事業、地域住民の交流の推進に関する事業を行い、子供からお年寄りまで元気に生き生きと暮らせるまちづくりを通じて地域の活性化を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

(2) 設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記を行っていないため。

(特定非営利活動促進法第13条第3項の規定による取消し)

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 V i s i t O t a r u P r o j e c t	小樽市入船4丁目9番1 号 旧小樽短大東棟	この法人は、小樽市及びその近郊の住民に対して、経済と文化の振興・地域の担い手形成・街づくり等に関する事業を行い、関連する団体・個人の生活やコミュニティー形成に寄与することを目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第13条（成立の時期等）第3項

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。